

生産段階からプラスチックごみ減量対策に取り組むことを求める要望意見書

海洋プラスチックごみを初めとするプラスチックごみ（以下、「プラごみ」）の生態系への影響が深刻化する中、その対策は地球環境の将来を左右する重要課題です。

国連環境計画（UNEP）は平成30年、プラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表しており、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われています。特に、5ミリ以下のマイクロプラスチックや、洗顔料、化粧品などに使用されているマイクロビーズを魚や鳥、動物が飲み込むことで人体への影響も危惧されており、国際社会では使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

平成30年、カナダで開かれた主要7カ国首脳会議（G7）でも大きな議題の一つとなり、海洋プラスチック憲章がまとめられ、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアとカナダが署名しました。海のプラごみ量を減らすために、令和12年までに全てのプラスチック製品を再利用可能かリサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラスチック使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮することなどを盛り込み、期限と数値の具体的対策を示したものです。ところが、日本とアメリカが署名をしなかったことには産業界への配慮ではないかと批判が上がりました。

大阪での20カ国・地域首脳会議（G20）では、令和32年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択しましたが、環境NGOから達成期限が遅過ぎることなどが不十分と指摘されています。

日本は1人当たりの使い捨てプラスチック廃棄量がアメリカに次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを東南アジアに輸出しています。ところが、輸出された大量のプラごみがきちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も平成29年末に輸入を禁止したため日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり不法投棄されたりするケースが相次いでいます。特に、プラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応し切れていない状態です。

よって、国においては、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣